

大阪医科薬科大学 大学院医学研究科聴講生規程

(平成20年3月1日施行)

(目的)

第1条 本規程は、大阪医科薬科大学大学院（以下、「本学大学院」という。）学則第29条に基づき、医学研究科（以下、「研究科」という。）における聴講生について、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 聴講生として出願できる者は、別に定める。

(出願方法)

第3条 聴講生を志望する者は、次の各号に掲げる書類を所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 願書（研究科所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) その他、研究科が必要と認める書類

(出願期間)

第4条 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の2月1日より研究科が定める期日まで
- (2) 後期 当該年度の8月1日より研究科が定める期日まで

(可否判定)

第5条 聴講生の聴講可否判定は、大学院委員会において書類審査を行い、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(聴講手続)

第6条 聴講許可判定を受けた者は、所定期日までに聴講検定料、登録料及び聴講料を前納しなければならない。

2 学長は、前項の聴講手続を完了した者に対し聴講の最終許可を行う。

(聴講時期)

第7条 聴講生の聴講開始時期は、原則として学期始めとする。

(聴講期間)

第8条 聴講期間は、1年間を原則とする。

(単 位)

第9条 聴講生に対しては、単位は付与しない。

(聴講検定料、登録料及び聴講料)

第10条 聴講検定料、登録料及び聴講料は、次に定める額とする。

- (1) 聴講検定料 15,000円
- (2) 登録料 25,000円
- (3) 聴講料 1単位につき15,000円

- 2 一旦納付された聴講検定料、登録料及び聴講料については一切返還しない。
- 3 聴講生が継続して聴講を希望する場合には、聴講検定料及び登録料は免除する。
- 4 第1項に関わらず、医学研究科教授会が特に認めた場合には、聴講検定料、登録料及び聴講料の納付を免除することができる。

(聴講不許可)

第11条 聴講生として不適当と認められた場合には、研究科教授会の議を経て、学長は聴講を不許可とすることができる。

(特別聴講生)

第12条 他の大学等との協定等に基づき聴講生として受け入れる場合には、特別聴講生として受け入れることができる。

- 2 特別聴講生として受け入れる場合には、第3条に定める所定書類の提出は不要とし、協定等に基づき必要な書類を提出することとする。
- 3 特別聴講生として許可された者は、第10条の適用を除外する。
- 4 その他、特別聴講生の取扱は、聴講生に準じることとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関して必要な事項については、本学大学院学則を準用するものとする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年3月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日より改正する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より改正する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日より改正する。

附 則

この改正は、令和4年8月18日から改正する。